

公益財団法人小牧市スポーツ協会 ジュニアスポーツ指導者バンク設置要項

1 趣旨

この要項は、市内小中学生を対象にしたジュニア育成活動及びジュニアクラブ活動（以下「ジュニア育成事業」という。）の推進を図るため、公益財団法人小牧市スポーツ協会ジュニアスポーツ指導者（以下「ジュニア指導者」という。）の登録、派遣等を行う公益財団法人小牧市スポーツ協会ジュニアスポーツ指導者バンク（以下「ジュニア指導者バンク」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

2 設置

ジュニア指導者バンクの事務局を、公益財団法人小牧市スポーツ協会事務局内に設置する。

3 事業

ジュニア指導者バンクは、次の事業を実施する。

- (1) ジュニア指導者の登録、派遣及び紹介に関すること。
- (2) ジュニア指導者の資質向上に関すること。
- (3) ジュニア指導者間の協力・連携に関すること。
- (4) その他ジュニア指導者バンクの設置の趣旨に係る必要な事項に関すること。

4 ジュニア指導者バンクの登録

- (1) ジュニア指導者バンクに登録できる者は、原則として公益財団法人小牧市スポーツ協会加盟団体に所属する者のうち、ジュニア育成委員会において認定された者とする。
- (2) ジュニア指導者バンクの登録は、前号の議を経て公益財団法人小牧市スポーツ協会事務局がこれを行い、登録されたジュニア指導者には認定証を交付するものとする。

5 運営

この要項に定めるものの他、ジュニア指導者バンクの運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、公益財団法人小牧市体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この要項は令和2年4月1日から施行する。